

第4次蒲郡市男女共同参画プラン策定の概要

1. 男女共同参画プラン策定のこれまでの経緯

本格的な人口減少、高齢化社会の到来を迎え、性別に関わらず誰もがその意欲と能力を十分に発揮し、様々な場面で活躍することができる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

国は、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けました。

蒲郡市においても、平成14年に男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき「蒲郡市男女共同参画プラン」を策定し、その後も社会情勢に応じて計画の更新を実施し、計画に沿って男女共同参画社会の推進を図っています。

平成14年	■「蒲郡市男女共同参画プラン」策定 ■蒲郡市男女共同参画情報紙「はばたき」発行
平成23年	■「第2次蒲郡市男女共同参画プラン」策定
令和3年	■「第3次蒲郡市男女共同参画プラン」策定

※計画期間については、1次及び2次プランでは10年、3次プランでは5年としています。

《3次プランの概要》

<基本理念>

「多様な個性を生かした魅力のあるまち」

<基本目標>

1 男女共同参画の意識づくり	2 女性の活躍推進	3 ワークライフ・バランスの実現
4 あらゆる暴力の根絶	5 安全・安心な暮らしの実現	6 男女共同参画のさらなる推進

<数値目標等>

プランでは数値目標を設置しています。

また、プラン策定後は策定した数値目標や施策の進捗を管理するために、推進委員会を設置し、毎年進捗管理をしています。

数値目標34項目の状況（別紙「令和5年度数値目標調査票」参照）

令和5年4月1日現在（最終公表値）は、市ホームページでも公開しています。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kyodo/danjokyoudousankakuplansuishinniinkai.html>

<計画期間における主な成果>

- ・令和3年10月 DV相談窓口の設置
- ・令和4年1月 パートナースhip宣誓制度の開始
- 令和6年4月 パートナースhip・ファミリーシップ宣誓制度への拡充

2. 4次プランの位置づけ

本計画は「蒲郡市総合計画」を上位計画として、市のその他の関連計画との整合を図るとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン 2025」の方向性を踏まえ策定するもの。

【法的根拠】

- ①「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ②「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ③「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」



- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月1日施行）
- ・「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）

＜計画期間＞

令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とします。

3. 4次プランの策定スケジュール

＜令和6年度＞

- 令和6年9月24日 第1回策定委員会（市民調査、事業所調査の項目検討）
- 令和6年10～11月 市民調査・事業所調査の実施 ※委託業者：株式会社サーベイリサーチセンター
- 令和7年3月頃 第2回策定委員会（調査結果の報告、蒲郡市の現状と課題の確認等）

＜令和7年度＞ ※予定

- 令和7年4～6月頃 プラン策定業務委託業者の決定
- 令和7年7～8月頃 第3回策定委員会（計画骨子案の検討）
- 令和7年9～10月頃 第4回策定委員会（計画素案の検討）
- 令和7年11月頃 第5回策定委員会（計画施策の検討（前回会議での意見反映含む））
- 令和7年12月頃 パブリックコメントの実施
- 令和8年1月頃 第6回策定委員会（パブリック・コメントの結果報告、計画最終案の検討）
- 令和8年3月 策定

4. 基礎調査の概要

＜調査対象者＞

- 一般調査：蒲郡市民18歳以上の方から1,500名（無作為抽出）
- 事業所調査：市内企業100社（無作為抽出）

＜調査期間＞

令和6年10月23日（水）～令和6年11月15日（金）

＜調査方法＞

郵送配布、郵送及びWEB回収

～策定委員会委員の皆様へのお願い～

令和7年度の現状を正確に把握するため、また施策立案や数値目標を設定するために、必要な設問を設定する必要があります。また、取り組みやすい・負担とならない内容、レイアウトを検討することも重要なポイントとなります。